

次の者に係る令和6年11月1日～令和7年10月31日事業年度分の法人市民税
更正・決定通知書は、送達不能のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2
の規定により公示送達します。

なお、当該公示送達を受ける者に係る更正・決定通知書は財務部市民税課に保管し
て、法人又は法人関係者からの申出があれば、いつでも交付します。

令和8年8月24日

前橋市長 小 川 晶

記

公示送達を受ける者 AS TRADING 合同会社